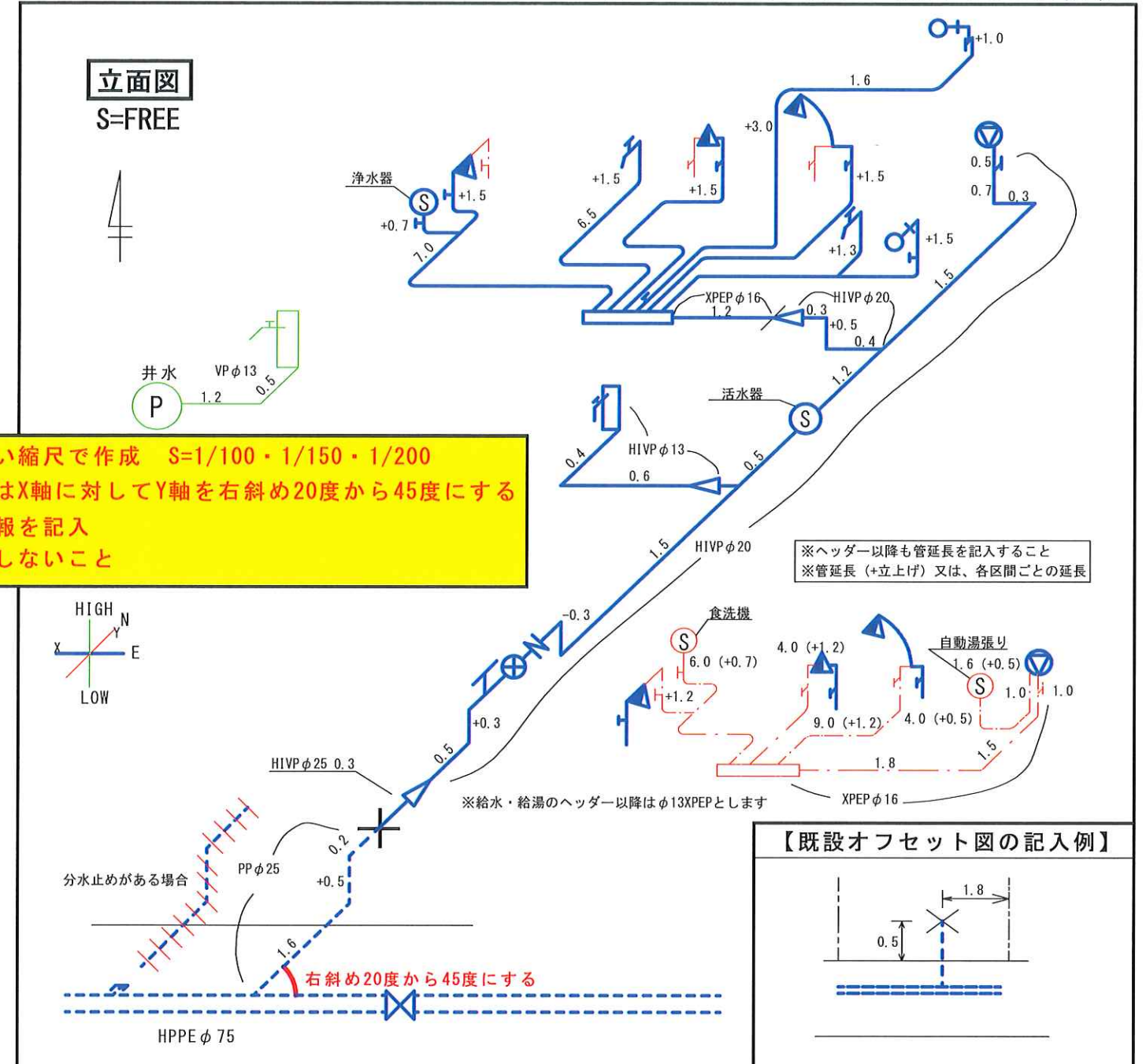




★その他注意事項

- ・受水槽配管についてはラッキングの前に写真を撮ること。
- ・乙止めから丙止めまで2.0mを超える場合、乙～メーター確約書を添付すること。
- ・活水器や浄水器を設置する場合、活水器等設置申請書を添付すること。
- ・井水を使用する場合、井水併用の確約書を添付すること。
- ・新規取出しがある場合、顔写真が鮮明な配管技能者証を添付すること。
- ・確約書などは申請時に添付すること。
- ・工事写真に日時、住所、業者名、現場名を表記した黒板を写すこと。
- ・検査を申込む前に現場と図面の整合を図り、申請図面に変更がある場合は竣工図面を提出すること。

